

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

No.138

**〔共通〕問1 消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の命令に対する不服申立期間並びに訴えの提起及び損失補償に関し、消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、設問中の「法令」とは、消防法や建築基準法等の火災予防に關係のある法令をいうものとする。**

- (1) 審査請求に係る不服申立期間は、当該命令を知った日の翌日から起算して30日以内である。
- (2) 当該命令の取消しの訴えに係る提訴期間は、正当な理由がない限り、その命令を受けた日（命令が到達した日）から60日以内である。
- (3) 当該命令を取り消す旨の判決があった場合、当該命令によって生じた損失に対する損失補償は、市町村の負担となる。ただし、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が法令に違反している場合は、この限りでない。
- (4) 防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が法令に違反していない場合、当該命令によって生じた損失に対する損失補償は、当該命令を取り消す旨の判決にかかわらず、市町村の負担となる。

**〔消防用設備等〕問1 延べ面積600m<sup>2</sup>の事務所が倉庫に用途変更され、その後さらに各設問のような変更が行われた場合における自動火災報知設備の設置について、消防法上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物は、最初の用途変更の時点では、消防法第17条の3第2項各号に該当しないものとする。**

- (1) 当該防火対象物が作業所に用途変更され、当該変更の時点では消防法第17条の3第2項各号に該当しない場合、当該防火対象物には自動火災報知設備を設置しなければならない。
- (2) 当該防火対象物に改築工事（床面積200m<sup>2</sup>）が行われ、その時点では消防法第17条の3第2項各号に該当しなかったが、その後、更に床面積100m<sup>2</sup>の増築工事が行われ、延べ面積700m<sup>2</sup>の防火対象物となった場合、当該防火対象物には自動火災報知設備を設置しなければならない。
- (3) 当該防火対象物の関係者が自主的に自動火災報知設備を設置し、自動火災報知設備の技術上の基準に適合するに至った場合、それ以降は、当該技術上の基準に適合する状態を継続させなければならない。
- (4) 当該防火対象物が物品販売店舗に用途変更されたが、自動火災報知設備が未設置の状態で当該防火対象物が再び倉庫に用途変更された場合、当該防火対象物には自動火災報知設備を設置しなければならない。

**〔消防用設備等〕問2 共同住宅の一部を宿泊施設の用途に供することで複合用途防火対象物となった防火対象物又はその**

部分で、避難が容易であるため避難口誘導灯の設置を要さないものに係る次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物は、共同住宅及び宿泊施設の用途に供する各独立部分がすべて消防法施行規則第13条第2項第1号の区画に該当するものであり、当該各独立部分の主たる出入口は直接外気に開放されてないものとする。また、各階は地階又は無窓階に該当せず、共同住宅及び宿泊施設の用途以外の用途は存しないものとする。

- (1) 居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下である階。
- (2) 避難階にある居室あって、当該居室に存する者が主として利用する避難口が屋内から直接地上へ通じており、室内の各部分から、当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下で、蓄光式誘導標識が基準に従い設けられたもの。
- (3) 宿泊施設の用途に供される部分が存しない10階以下の階。
- (4) 小規模特定用途複合防火対象物である場合の10階以下の階。

**〔防火査察〕問1 消防法第4条に関する事項のうち、誤っているものは次のうちどれか。**

- (1) 立入検査で関係のある場所に立ち入る場合は、正当な理由なくして防火対象物の関係者等の業務を妨害してはならないので、直接検査等に関係のない質問や行為を繰り返し行うことはしてはいけない。
- (2) 証票は立入検査権を有する消防職員であることを示すものであり、証票の提示請求があった場合において、これを提示しないときは、正当な権限行使とみなされない。
- (3) 関係者に質問したにもかかわらず、正当な理由なく陳述しない関係者に対しては、告発により対応する必要がある。
- (4) 資料提出命令により資料を提出させる際、関係者に所有権を放棄するか否かを記載した提出書に必要な資料等を添えて提出させ、放棄する場合は「受領した旨」、放棄しない場合は「保管する旨」を記載した用紙を交付するなどして資料を受領する必要がある。

**〔防火査察〕問2 違反調査に関する事項のうち、誤っているものは次のうちどれか。**

- (1) 違反調査には、消防法第4条に定める資料提出命令権、報告徵収権及び立入検査権に基づく質問・検査による場合と、消防法第35条の13に定める照会による場合などがある。
- (2) 消防法第35条の13に定める照会については、消防機関自らが照会内容の把握に努め、他の手段がない場合に他の関係官

## 〔国民保護〕

### 問1 答 (4)

解説 事態対処法（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）第10条第1項、第2項及び同法第11条第1項、第3項、第4項参照。

底について（平成30年5月15日付 消防庁救急企画室・長事務連絡）参照。

## 〔警防〕

### 問1 答 (5)

解説 木材用切断刃を固定する時は、刃の矢印を回転方向に合わせる。

### 問3 答 (3)

- 解説 A 定点観測データである。  
B 定点観測データである。  
C 定点観測データである。  
D 現況調べデータである。  
E 現況調べデータである。

救急事故等報告要領（昭和39年5月4日付 自消甲教発第18号）参照。

## 消防司令問題

## 予防技術検定模擬テスト

## 〔消防法規〕

### 問1 答 (2)

解説 (1) 質問できるため、誤り。  
(2) 正しい。  
(3) 適用されないため、誤り。  
(4) 適宜設定し直す配慮が必要であるため、誤り。  
(5) 調査でも関係者の同意が必要であるため、誤り。

## 〔共通〕

### 問1 答 (4)

解説 (1) 行政不服審査法第18条第1項において、審査請求の申立期間については、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内とされているが、消防法第5条の4の規定において事件の迅速な処理を図るために特例が設けられており、「当該命令を知った日の翌日」ではなく「当該命令を受けた日の翌日」から起算して30日以内とされている。また、ここでいう起算日の「命令を受けた日」とは、社会通念上一般に「命令を受けた」とことを了知し得るべき客観的状態を生じたと認められた日を指すものであり、受命者において普通これを了知し得るべき状態におかれたことをもって足りる。すなわち、命令がその相手に到達した日と解される。

## 〔人事管理〕

### 問1 答 (1)

解説 (1) 正しい。  
(2) 職場外研修の説明であるため、誤り。  
(3) 上司による指導・育成の説明であるため、誤り。  
(4) 上司による指導・育成の説明であるため、誤り。  
(5) 直属の上司に責任があるため、誤り。

## 〔行政手続〕

### 問1 答 (5)

解説 (1) 不作為も該当するため、誤り。  
(2) 求償できるため、誤り。  
(3) 該当するため、誤り。  
(4) 両者が賠償責任を負うため、誤り。  
(5) 正しい。

## 〔警防〕

### 問1 答 (4)

解説 指揮者は、状況が変化した場合には、状況に応じた判断を下すとともに、現場の上級指揮者に報告し、速やかに隊員の安全確保のため、必要な指示を与える。

## 〔救急〕

### 問1 答 (4)

解説 救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）参照。

### 問2 答 (4)

解説 初動対応ではなく、事実確認である。消防機関における救急救命士が行う救急救命処置の事故防止の徹

## 〔消防用設備等〕

### 問1 答 (1)

解説 (1) 消防法第17条の3第1項参照。本条後段の「当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する規定」は、用途が数回にわたって変更され、その都度本条第1項の適用があった場合は、最初

にその適用があった時の「当該用途が変更される前の…規定」である。すなわち、現在Cという用途に供されている防火対象物の用途がA、B、Cのように変更されて現在に至ったものである場合に適用される規定は、Bに対応する規定ではなく、当初のAに対応した規定である。本設問の場合、「倉庫」に対応する規定（消防法施行令第21条第1項第4号）ではなく、「事務所」に対応する規定（消防法施行令第21条第1項第6号）が適用される。当該防火対象物は、延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上には当たらないことから、自動火災報知設備の設置を要さない。

- (2) 消防法第17条の3第2項第2号参照。消防法施行令第34条の2第1項第2号及び第2項。本設問の場合、自動火災報知設備に係る基準時は、消防法第17条の3第1項前段の規定により倉庫に対応する規定（消防法施行令第21条第1項第4号）が適用されない期間の始期（消防法施行令第34条の2第2項）であるから、当該防火対象物が事務所から倉庫に用途変更された時点である。当該基準時に着工された増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計は、300m<sup>2</sup> (=200m<sup>2</sup>+100m<sup>2</sup>)で、当該基準点における当該防火対象物の延べ面積は600m<sup>2</sup>であることから、消防法施行令第34条の2第1項第2号に該当し、消防法第17条の3第2項第2号に該当する。
- (3) 消防法第17条の3第2項第3号参照。
- (4) 消防法第17条の3第2項第1号及び第4号参照。

## 問2 答 (3)

解説 (1) 消防法施行規則第28条の2第1項第1号参照。  
 (2) 消防法施行規則第28条の2第1項第3号参照。  
 (3) 消防法施行規則第28条の2第1項第4号の2参照。同規則第13条第2項第1号の区画が設けられている場合、同規則第28条の2第1項第4号の2イからニの規定には該当することになるが、同規則第28条の2第1項第4号の2では更に、同号ホとして、「消防法施行令別表第1(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること」が条件として加わる。同規則第28条の2第1項第4号の2は、住宅宿泊事業法の施行や旅館業法施行令の改正等に伴い、消防法施行令別表第1(5)項ロの用途に供される防火対象物でその一部が同表(5)項イの用途に供されるものが増加し、消防用設備等の設置基準が強化されることに対応して、平成30年6月1日付 総務省令第34号による規則の改正により、一定の条件を満たす場合に誘導灯の設置を免除する規定として追加されたものである。「消防法施行規則等の一部

を改正する省令等の参考資料の送付について」、(平成30年6月1日付 予防課事務連絡)を参考とされたい。

- (4) 消防法施行規則第28条の2第1項第5号参照。

## 〔防火査察〕

### 問1 答 (3)

- 解説 (1) 立入検査マニュアルにより正しい。  
 (2) 立入検査マニュアルにより正しい。  
 (3) 質問権については、正当な理由なくして陳述しない者がいても、罰則で実効性が担保されておらず告発することはできないので、誤り。  
 (4) 立入検査マニュアルにより正しい。

### 問2 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより正しい。  
 (2) 違反処理マニュアルにより正しい。  
 (3) 違反処理マニュアルにより正しい。  
 (4) 実況見分は関係者の任意の協力に基づき行うものではなく、消防法第4条に規定する立入検査権などに基づき行うものであるので、誤り。

## 〔危険物〕

### 問1 答 (1)

- 解説 (1) 誤り。丙種危険物取扱者が取り扱うことができる危険物は、ガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点130℃以上のものに限る。）、第4石油類及び動植物油類である。危険物の規制に関する規則第49条参照。  
 (2) 甲種危険物取扱者試験には受験資格が定められている。消防法第13条の3第4項参照。  
 (3) 危険物取扱者以外の者が危険物の取扱いを行う際に立ち会うことができるのは、甲種又は乙種危険物取扱者に限られる。消防法第13条第3項参照。  
 (4) 保安講習の受講は、現に危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者が対象とされている。危険物の規制に関する規則第58条の14参照。

### 問2 答 (3)

- 解説 (1) 危険物施設保安員の選任義務がある製造所等においては、定期の点検は危険物施設保安員に行わせる業務とされている。危険物の規制に関する規則第59条第1号、同第62条の4第1項、同第62条の6第1項参照。  
 (2) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日付 自治省告示第99号）第71条第1項参照。  
 (3) 誤り。移動貯蔵タンクの漏れの点検は、5年に1回以上行う。危険物の規制に関する規則第62条の5の4参照。  
 (4) 目視による点検だけでは泡消火設備の機能確認が十分行えないため実施されるものである。危険物の規制に関する規則第62条の5の5参照。